

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

整理番号	279	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	279)			提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等における手数料等の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

液石法・保安法における各手続に係る審査項目、手数料を精査し、特に以下について必要な見直しを実施すること。

- 1 液石法第 37 条の 4 の許可を受けた充てん設備に係る保安法第 14 条の変更許可(移動式製造設備のみを使用して行うもの)の手数料
- 2 保安法第 5 条の許可を受けた移動式製造設備に係る液石法第 37 条の 4 の充てん設備の新規手数料
- 3 液石法第 37 条の 4 第 4 項で準用する第 37 条の 3 第 1 項の完成検査に合格した充てん設備に係る保安法第 20 条第 1 項(新規許可)、第 20 条第 3 項(変更許可)の移動式製造設備の完成検査手数料及び保安法第 20 条第 1 項(新規許可)、第 20 条第 3 項(変更許可)の完成検査に合格した移動式製造設備に係る液石法第 37 条の 4 第 4 項で準用する第 37 条の 3 第 1 項の充てん設備の完成検査手数料

具体的な支障事例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

- 1 液石法第 37 条の 4 の許可を受けた充てん設備に係る保安法第 14 条の変更許可(移動式製造設備のみを使用して行うもの)の手数料について
令和 5 年 12 月 6 日に公布された標準手数料令の改正(以下、今回の改正)では、保安法第 5 条の新規許可の手数料のみが改正されたが、保安法第 14 条の変更許可に係る手数料を改正しなかった。変更許可について減免がなされないのは不合理ではないか。なお、令和 6 年 2 月 29 日付け経済産業省通知で変更許可についての見解が示されているが別添疑義照会のとおり、趣旨が汲み取りづらく、地方公共団体として運用する上で疑念がある。
- 2 保安法第 5 条の許可を受けた移動式製造設備に係る液石法第 37 条の 4 の充てん設備の新規手数料について
今回の改正では、保安法第 5 条の製造の許可を受けた移動式製造設備が液石法第 37 条の 4 の充てん設備の新規許可を受けようとする際の手数料が見直されなかった。保安法の許可を受けた移動式製造設備について液石法の許可を受けようとする場合も同様に減免措置がなされるべきではないか。
- 3 液石法第 37 条の 4 第 4 項で準用する第 37 条の 3 第 1 項の完成検査に合格した充てん設備に係る保安法第 20 条第 1 項(新規許可)、第 20 条第 3 項(変更許可)の移動式製造設備の完成検査手数料及び保安法第 20 条第 1 項(新規許可)、第 20 条第 3 項(変更許可)の完成検査に合格した移動式製造設備に係る液石法第 37 条の 4 第 4 項で準用する第 37 条の 3 第 1 項の充てん設備の完成検査手数料について
充てん設備と移動式製造設備の審査項目に重複があるのであれば、当該完成検査に係る手数料も見直すべきではないか。なお、令和 6 年 2 月 29 日付け経済産業省通知で完成検査に係る見解が示されているが別添疑義照会のとおり、趣旨が汲み取りづらく、地方公共団体として運用する上で疑念がある。
令和 6 年 2 月 29 日付けの通知では実際の運用を各地方公共団体に委ねる表現がされているが、令和 5 年 12

月に手数料標準令が改正されたとおり、この種の手数料算定に当たって地域性を考慮する必要性は乏しい。地方公共団体に運用を委ねるのではなく、個別手数料の改正要否を精査の上、改正を要する手数料は手数料標準令の改正で明示していただくようお願いしたい。地方公共団体ごとに運用・手数料が異なれば、業界も含めて混乱が起こりかねない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により事業者の負担軽減につながる。

根拠法令等

地方公共団体の手数料の標準に関する政令、液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について（令和6年2月29日付け20240219保局第1号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、相模原市、三重県、茨木市、広島市、徳島県、熊本市、宮崎県

○新規許可と同様、変更許可についても減免を受けられるのが公平であると考え。また、手数料は標準的に徴収するべきであり、地域性を考慮する必要はないと考える。

○令和6年2月29日付け経済産業省通知に基づいて減額徴収、未収した場合、手数料条例との整合性が取れず、その事情について監査等における出納部局への説明が煩雑になり、かつ承認を得られない恐れがある。

○令和6年2月29日付けの通知では、変更許可、保安検査及び完成検査等の手数料について記載はあるものの、当該通知の趣旨が不明確であり根拠が乏しい。また、今回の改正は高圧法の新規許可のみの標準令の改正であり、変更許可等の場合については標準令に従うことなく、通知のみの運用となれば地方公共団体ごとの運用にゆだねている部分があるため差異が生じかねない。

○通達で手数料を示すことにより、地方公共団体ごとに運用・手数料が異なる恐れがある。通達ではなく、手数料標準令の改正が望ましいと考える。

○令和6年2月29日付け経済産業省通達による手数料の運用については同様の疑義が生じたため、当市手数料条例及び手数料標準政令の改正なしに経済産業省通達を運用することについて、地方自治法上の解釈（第228条第1項）も含めて問題ないかどうかを当市の法制課顧問弁護士に相談した。その結果、法令解釈的には疑義が残るものの、訴訟リスク等を含め総合的に判断した結果、手数料条例及び標準政令の改正がないために経済産業省通達は無視して従来の手数料に当てはめて徴収するよりも、経済産業省通達による運用とした方がよいとする見解を頂いたため、当市ではそのようにする予定である。全国的に見ると各都道府県や政令市等で統一されていないのが現状であり、行政庁によって手数料が違うことで事業所や行政庁での混乱が生じる可能性も考えられるため、標準政令の改正を行うことは必要だと考える。

○令和6年2月29日付け通知の運用状況を近隣の地方公共団体に確認したところ、各地方公共団体ごとに運用・手数料が異なっていることを確認した。今後、業界も含めて混乱が起こることが強く懸念される。

各府省からの第1次回答

【1. について】

「令和6年2月29日20240219保局第1号」通知の2.において、変更許可の場合は標準手数料令47ロ(11)その他の場合を適用することを示し、「6.（参考）新型バルクローリーについて、高圧法の許可を取得する場合の手数料の標準となる金額」の「②変更許可（高圧法における増設のための変更許可に限る。）の場合」において、3,200円をあわせて示しているところ。よって、変更許可についても減免がなされる旨を既に示しており、措置済みと考えている。

【2. について】

高圧法第5条第1項の許可を受けた移動式製造設備（従来型バルクローリー）を液石法第37条の4の充てん設

備として許可を受けようとすることについては、バルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合に必要な離隔距離の確保など厳しい制限があることから、こうした実例を把握しておらず、そのような許可を受けようとする事例が事実上ほとんど想定されないとの考えにより、手数料標準令本則の表 83 の項は改正していない。

【3. について】

上記通知の5. において、一方の法律に基づく完成検査証の確認を行うことで足りる旨を示し、あわせて「6. (参考) 新型バルクローリーについて、高圧法の許可を取得する場合の手数料の標準となる金額」の「③完成検査の場合」において手数料は不要と示しており、措置済みと考えている。

なお、上記通知の「趣旨が汲みづらい」とのご指摘については、今までも各都道府県から確認事項があれば個別に回答しているが、今後、共通して寄せられた確認事項については FAQ で示すこととあわせ、ブロック会議等で分かりやすく丁寧な説明に努めてまいる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

【1. 3. について】

詳細な説明に感謝申し上げる。事業者などからも問い合わせがあることから、手数料標準政令または省令の改正を含め、誤解の生じないよう明解な形で周知を図っていただきたい。

【2. について】

高圧法第5条第1項の許可を受けた移動式製造設備(従来型バルクローリー)を液石法第 37 条の4の充てん設備として許可を受けようとすることは事実上想定されないと回答にあるが、当団体では従来型バルクローリーで両法の許可を取得している事業者は多数存する。本提案は当団体において、高圧法と液石法が同時に適用される設備が多数存することから、事業者は高い関心を持っている。また、両法の適用関係は密接であるため、わかりやすい説明が求められている。地域ごとに取り扱いに差が生じ、事業者を混乱させることのないよう、手数料標準政令または省令で定めることを含め、誤解の生じないよう明解な形で周知を図っていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

【1. 3. について】

まずは、現行の制度・運用について説明・周知を尽くして参りたい。

【2. について】

指摘を踏まえ実態についてより詳細に把握したい。

また、現行の制度・運用については、説明・周知を尽くして参りたい。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【経済産業省】

(2) 高圧ガス保安法(昭 26 法 204) 及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭 42 法 149)

(i) バルクローリーに関する移動式製造設備としての変更許可(高圧ガス保安法 14 条1項)に係る手続のうち充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 37 条の4第1項。以下同じ。)に係る審査結果を利用するもの等については、手数料の取扱いを改めて明確化し、地方公共団体に周知した。

[措置済み(液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 64 条第1項に規定する充てん設備に係る運用についての質疑応答集(令和6年 10 月経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室、ガス安全室))]

(ii) バルクローリーに関する充てん設備の許可に係る手続のうち移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)に係る審査結果を利用するものについては、実態を把握した上で、手数料の取扱いについて

検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。